

第5部－第1 地域福祉の推進

I まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
福祉ボランティアの参加者数	18,310人	22,300人	23,500人	24,600人
地域ケアネットワークの設立住 区数	4住区	5住区	7住区	充実

支え合う福祉の目安となる指標です。各地域ケアネットワークや社会福祉協議会等を中心とする活動状況(延べ人数、社会福祉協議会等登録・連携のボランティア団体やNPO)を把握し、ボランティアや活動団体の自主性を尊重しつつ、「共に生きる社会づくり」を目指すとともに、その仕組みづくりに努めます。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 条例・計画等の策定と推進

(1)健康福祉総合条例に基づく取り組みの推進	①健康福祉総合条例の改正の検討
(2)「健康福祉総合計画2022(仮称)」の策定と推進	◎ ①「健康福祉総合計画2022(仮称)」の策定と推進

2 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

(1)「コミュニティ創生」のあり方に関する研究	◎ ①コミュニティ創生のあり方に関する調査・研究と新たな事業の展開の推進 (「第8部－第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進」参照)
(2)「支え合い」の仕組みづくり	◎ ①地域ケア推進事業の全市展開 ◎ ②災害時要援護者支援事業の推進 ◎ ③買物環境の整備 (「第2部－第4 商業環境の整備」参照) ※ ④地域交流、世代間交流の推進
(3)福祉人財の育成	◎ ①福祉人財の養成と活動支援
(4)ボランティア活動の推進	※ ①ボランティア活動の推進 ※ ②第二分庁舎(ボランティアセンター)の建替えと活用

3 安心して暮らせる地域づくり

(1)バリアフリーのまちづくりの推進	◎ ①バリアフリーのまちづくりの推進 (「第3部－第3 住環境の改善」参照) ※ ②バリアフリーガイドの充実 ③すべての市民に利用しやすいユニバーサルデザイン(注1)の研究と推進
(2)心のバリアフリーの推進	※ ①心のバリアフリーの推進に関する啓発・広報活動の充実 ②高齢者・障がい者と市民との交流
(3)利用しやすい移動手段の確保	①福祉有償運送事業者への支援 ②移動サービス、リフト付きタクシーへの支援
(4)住宅の整備促進	①高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進 ②高齢者・障がい者住宅改修助成事業の推進

4 福祉を支える環境整備

(1) 保健・福祉施設の拠点整備	◎ ①新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備と活用
(2) 利用者の利便性の向上と情報提供の充実	※ ①権利擁護センターみたかの運営の充実
	※ ②福祉総合案内の充実
	③苦情・相談体制の整備
	④わかりやすい情報提供の充実
(3) サービスの質の向上	※ ①第三者評価事業の推進と支援

5 市民墓地・市民葬祭場の設置検討

(1) 市民墓地・市民葬祭場の設置検討	①市民墓地・市民葬祭場の設置検討
---------------------	------------------

6 推進体制の整備

(1) 保健・福祉・医療との連携	◎ ①保健・医療・福祉との連携 (「第5部－第5 健康づくりの推進」参照)
(2) 関係団体等との連携	※ ①関係団体等との連携による施策の充実

(注1)ユニバーサルデザイン:バリアフリーは、障がいのある人の生活に及ぼす障害を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインは障がいのある人を特別に対象とするのではなく、すべての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインを目指すものです。

Ⅲ 主要事業

1-(2)-① 「健康福祉総合計画 2022(仮称)」の策定と推進

「健康福祉総合計画 2022(仮称)」を策定し、高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民の健康と福祉に関する施策を推進します。計画の策定及び改定にあたっては、幅広い市民参加を図りながら検討を進めます。

2-(2)-① 地域ケア推進事業の全市展開

7つのコミュニティ住区において、地域住民、福祉団体、関連機関、ボランティア等が連携して活動する「地域ケアネットワーク」設立の全市展開を進めます。既存の地域ケアネットワークについては、居場所づくりや相談、見守り・支え合い事業など、「コミュニティ創生」の取り組みの1つとして新たな支え合いの仕組みづくりのための活動の展開を支援します。

2-(2)-② 災害時要援護者支援事業の推進

「コミュニティ創生」の取り組みの1つとして、災害時において高齢者や障がい者等の安否確認や避難支援等を行うための地域サポートシステムを確立するために、町会・自治会など小地域での市民相互の支え合いを基本とした(要援護者)本人同意方式による災害時要援護者の情報収集と支援プランの作成などの事業を推進します。

2-(3)-① 福祉人財の養成と活動支援

傾聴ボランティア、認知症サポーター、地域福祉ファシリテーターなど、地域福祉活動を推進する担い手の養成について、社会福祉協議会や三鷹ネットワーク大学推進機構等とも連携しながら取り組むとともに、福祉人財の活動を支援します。

4-(1)-① 新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備と活用

現在の福祉会館、総合保健センター、北野ハピネスセンター(幼児部門)等の保健・福祉施設が新川防災公園・多機能複合施設(仮称)に集約されることに伴い、市民ニーズに合った機能の充実を図るとともに、多様なサービスを提供できるよう、今後の活用方法について検討します。

Ⅳ 推進事業

2-(2)-④ 地域交流、世代間交流の推進

コミュニティ住区、学校、ボランティア団体、NPO、高齢者施設・障がい者施設等の福祉施設、その他福祉関係団体との連携や協力のもとに地域交流・世代間の交流を促進し、地域の中で支え合う環境づくりに努めます。

2-(4)-① ボランティア活動の推進

2-(4)-② 第二分庁舎(ボランティアセンター)の建替えと活用

多様化する福祉サービスに応えるため、社会福祉協議会(ボランティアセンター)やボランティア活動等の市民活動を行う団体への活動支援の充実を図るとともに、寄付文化の醸成に努めます。

老朽化した第二分庁舎(ボランティアセンター)については、建替えにより利用者の安全を確保することとし、ボランティア活動の拠点の1つとして有効に活用します。

3-(1)-② バリアフリーガイドの充実

高齢者や障がい者等の移動や外出を支援するため、三鷹地域の公共施設等を対象としたトイレ・スロープ・エレベーターの設置などのバリアフリー対応状況を市民に提供できるよう、ウェブサイト上のバリアフリーガイドを毎年度見直し、充実を図ります。

3-(2)-① 心のバリアフリーの推進に関する啓発・広報活動の充実

心のバリアフリーを推進するために、あらゆる機会や場において、啓発・広報活動の充実を図ります。また、障がいをもつ当事者等と児童・生徒、市民との交流の機会提供等も実施します。

4-(2)-① 権利擁護センターみたかの運営の充実

知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者などの市民が地域で自立し、サービスを選択して生活するための支援として、社会福祉協議会とも連携して、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応などの専門相談等を行う、権利擁護センターみたかの運営の充実を図ります。

4-(2)-② 福祉総合案内の充実

福祉総合案内の機能を強化するとともに、関係各課、関係機関等と連携しながら相談体制の強化とネットワーク化を推進します。

4-(3)-① 第三者評価事業の推進と支援

福祉サービスの第三者機関による評価事業を推進するとともに、評価結果を公表し、良質なサービス提供の仕組みを充実します。

6-(2)-① 関係団体等との連携による施策の充実

社会福祉協議会、社会福祉事業団をはじめとする社会福祉法人等の関係団体等や、民生委員をはじめとし、NPOやボランティア団体など地域に密着した活動を行う団体等との連携を強化することにより、福祉施策の充実を図ります。

Ⅴ 関連個別計画

健康福祉総合計画 2022(仮称)